

Title	2018年中国政府省庁再編とファンディングシステム改革
Author(s)	新田, 英之; 周, 少丹
Citation	年次学術大会講演要旨集, 33: 679-682
Issue Date	2018-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/15690
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

2 F 2 3

2018年中国政府省庁再編とファンディングシステム改革

○新田英之（国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター）

周少丹（国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター）

hideyuki.arata@jst.go.jp

1. はじめに

2018年3月、中国共産党政府（以下中国政府）から突如省庁再編が発表され、科学技術部（日本の文部科学省に相当）は国務院（他国の内閣府に相当）が直轄する中国最大のファンディング機関である国家自然科学基金委員会と人力資源・社会保障部傘下の国家外国専門家局を合併し、その規模と権限が大幅に拡大された。本稿では中国のファンディングシステム改革という視点から、科学技術関連省庁の再編について紹介、分析する。

2. 中国の公的ファンディングシステム

中国政府においては、科学技術部等の省庁やファンディングエージェンシーである国家自然科学基金委員会（National Natural Science Foundation of China, NSFC）が中央政府の競争的資金の配分を各大学・研究機関に対して行っている。また、農業部、教育部、中国科学院等は自ら所管する機関に対する資金配分を行っている。政府からの研究資金の他、各省や市が研究資金の助成をしており、特に上海、北京、広州、深センなどの大都市では、国からの助成額より省や市からの研究費が大きいケースもみられる。

2.1. 中国のファンディングシステム改革に関わる政策の変遷

中国における公的ファンディングは、2015年までは40の省庁及び関連機構が、100近くの競争的研究資金を個別に管理している状況が続いていた。このような縦割り体制では省庁間の情報共有が十分にされず、1つの研究テーマで複数の研究資金を獲得する重複申請問題が多発していた。また、縁故や師弟関係ネットワークが資金獲得に影響を及ぼすなどの弊害がみられた[1]。また、各組織がそれぞれの意思決定で資金を配分していたため、国全体の方針にそった重点分野への集中的な投資が難しかった。

このような縦割り行政では、ファンディング機関同士の競争的研究資金に関する情報共有が難しく、これらの課題の抜本的な解決は難しかった。そのため、中国政府は縦割り行政という構造的な弊害を強く認識し、今世紀に入ってから、下記のように一連のファンディングシステム改善のための政策を打ち出してきた（図1）。

これらの政策の結果、それまで数多くあった助成金を、国家自然科学基金、国家科学技術重大特定プロジェクト、国家重点研究開発計画、イノベーション誘導型基金、研究拠点と人材特定プロジェクトの5つのプログラムに統合した。ファンディングシステム管理体制の改革を通じて、研究資金の効率的利用や、科学技術・イノベーションの発展を阻害する縦割り行政を打破し、新しいファンディングシステムを構築することが強く意識されていた。その基本方針は以下に挙げられる。

- ・ 政府は競争的研究資金の管理権を専門管理機関に移管し、政府の役割を科学技術政策立案、政策評価と研究資金管理機関の監督にフォーカスする。
- ・ 「最先端科学技術、国の戦略的需要、国民経済の重要課題」に向け、各研究資金制度の支援をうまく連携し、効率的・効果的な競争的研究資金プログラムを実現する。
- ・ イノベーションの創出に資するイノベーション・チェーン・ファンディング・システム（Entire Innovation Chain Funding System）を構築し、経済発展方式の転換と産業構造のグレードアップを実現する。
- ・ 産業技術支援においては、政府は市場原理が働かない基盤技術・要素技術を支援する。
- ・ 競争的研究資金管理の公平性・透明性を実現する。

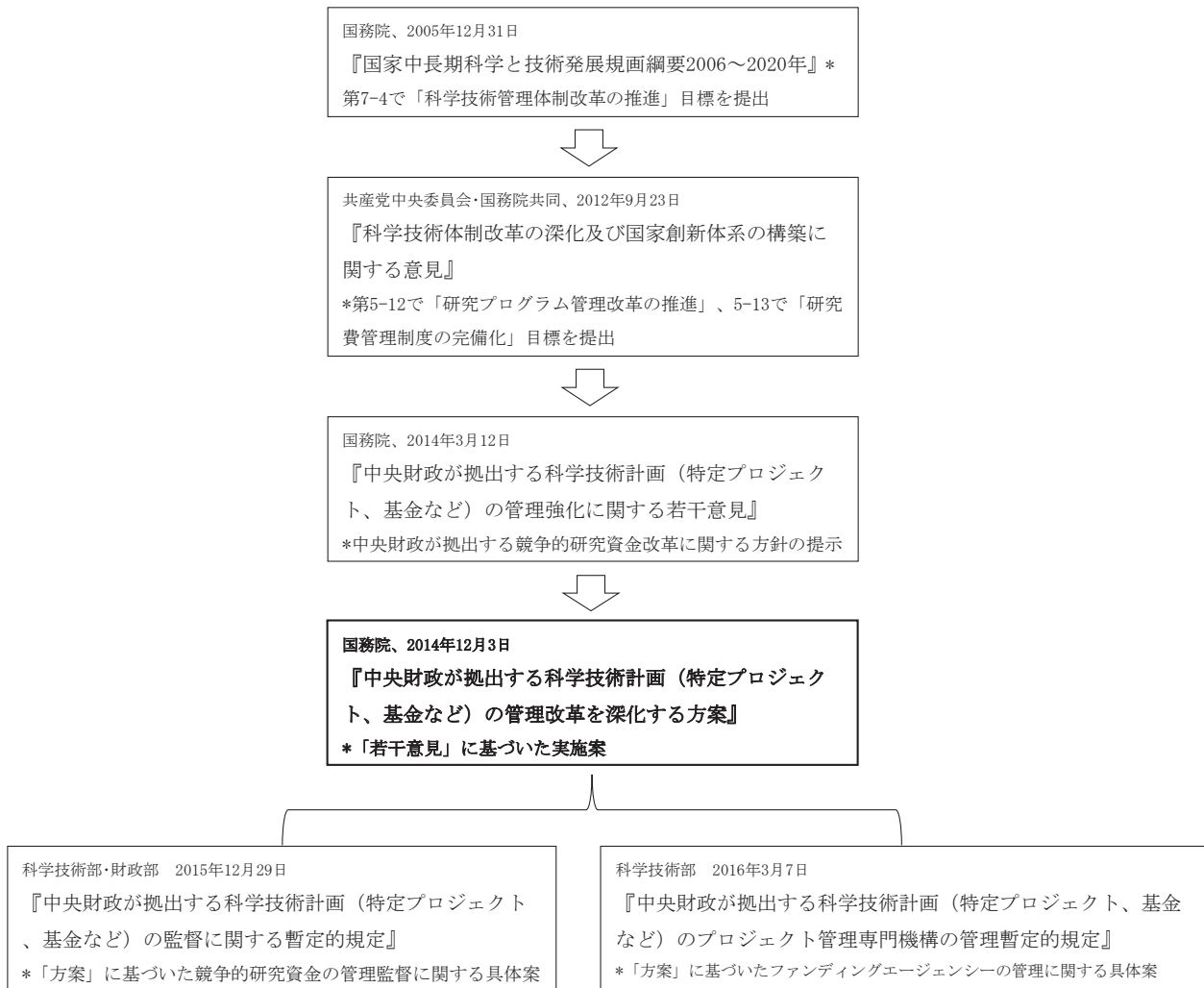


図1：中国におけるファンディングシステム改革の政策的流れ。

中でも、2014年12月に国務院から発表された「中央財政が抛出する科学技术計画（特定プロジェクト、基金など）の管理改革を深化する方案」を受け、国家科学技术管理プラットフォームの構築のため、以下の具体的取り組みがなされた。

1. 科学技术計画管理部際聯席會議の設立

科学技术計画管理部際聯席會議（以下「聯席會議」）とは、ファンディングシステム管理を巡って設置された省庁間共同本部のことである。基本的に會議という形式で競争的研究資金改革を中心とする議題を討議する。科学技術部（MOST）は聯席會議の座長機關としてイニシアティブを取り、財政部と国家發展改革委員會は副座長機關として、ほかには31の関連省庁及び研究機關が参加している。事務局は科学技術部に設置される。第一回科学技术計画管理部際聯席會議は、2015年5月14日に開催された。

2. 研究基金専門機構による研究プロジェクトの一元的管理

研究資金専門管理機關として認められるためには、従来 of 各省庁の中で競争的研究資金を管理してきた事業單位法人（注：中国の法人格分類では、機關法人（行政法人）、企業法人、社会团体法人と事業單位法人に分けられている。事業單位法人とは、社会公益のために、政府部門や国有企業が設立した組織である。これらの組織は法人格を有し、教育、科学技術、文化、衛生等の活動に従事する。）の中から、各省庁からの推薦を受け、聯席會議で審議される。

3. 戰略諮問・総合評価委員會の設立

戦略諮問・総合評価委員会は、アカデミアと産業化双方からの専門家により構成され、その主な役割には以下の3つが挙げられる。

- ・ 科学技術発展戦略・政策、競争的研究資金のレイアウト、重点研究開発プロジェクトの研究テーマの設定について、联席会議に提案する。
- ・ 統一的なプロジェクトの管理基準、国家研究プロジェクト専門家データベースの構築について、联席会議に提案する。
- ・ 联席会議の指示を受けて、特別重大研究プロジェクトに対して評価を行う。

4. 国家科学技術情報管理システムの整備

国家科学技術情報管理システム（National S&T Information System）は、各省庁の競争的資金を一元的に管理する情報システムである。日本の府省共通研究開発システム（e-Rad）に相当する。中央財政が拠出する競争的研究資金を申請する場合、全て NSTIS を通じて申請することが義務づけられた。

2.2. 中国国家自然科学基金（NSFC）

中国国家自然科学基金（NSFC）は、1986年2月に国务院の認可を経て設立された、国の方針と政策に基づき基礎研究と一部の応用研究を国の財政資金で助成する機構であり、中国における最大の公的ファンディング機関といえる。その予算総額は、2005年は26.95億元（当時のレート換算で約364億円）から、2018年の295億元（現在のレート換算で約5千億円）と、急激に増加している。

NSFCが扱う助成金の種類としては、日本の科学研究費補助金に相当する、研究者の提案によるボトムアップ型テーマを扱う一般プログラム（General Programs：面上項目）、重点投資すべき領域又は新領域創成のためにトップダウン型テーマを扱う重点プログラム（Key Program：重点項目）、国や社会の重大な課題の解決に向けて主に分野融合的なトップダウン型テーマを支援する重大プログラム（Major Program：重大項目）、国の発展戦略に基づき特定の研究領域群を長期に渡り（8年程度）支援する重大研究計画（Major Research Plan：重大研究計画）の他、人材育成プログラムや、地域振興や国際共同研究プログラムも扱っている。

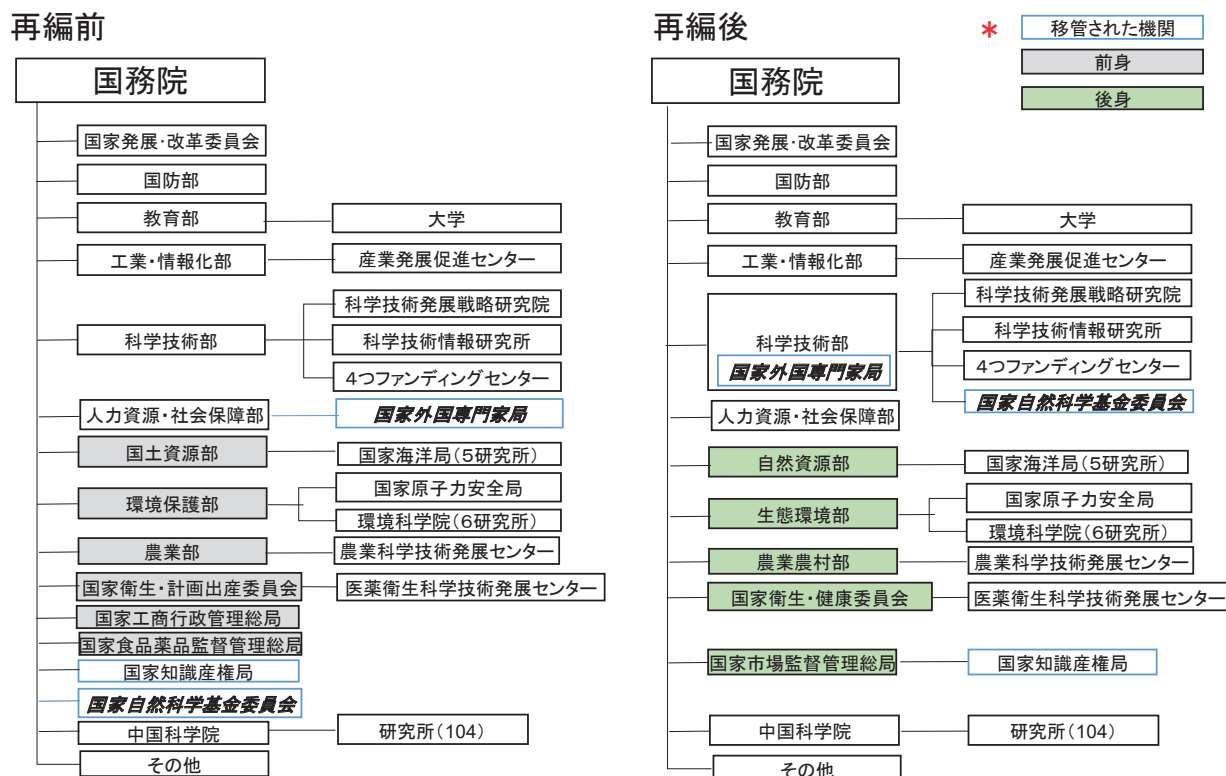


図2：2018年3月の省庁再編。主に科学技術に関連する機関を中心に各種ウェブサイトを基に作成。

3. 2018年の省庁再編

通常、毎年10月に行われる共産党中央委員会全体会議が2月28日に前倒しで開催され、「中国共産党及び国家機関の改革に関する決定」が審議、承認された。2週間後の2018年3月13日、国務院から「国務院機関改革方案に関する提案」が提出され、全国人民代表大会（全人代）で承認された。その結果、突如として多数の省庁が新設・統合されることになった（図2）。「提案」の中で述べられている、政府は市場への介入、経済への過干渉を改め、「管理型政府」から「サービス型政府」への転換により、「量」よりも「質」を重視した経済成長とともに、先進国型経済体系の構築を目指すべきという理念が反映された省庁再編となっていることが伺える。

特に科学技術部（日本の文部科学省にあたる機関。「部」「局」はそれぞれ日本の「省」「庁」に相当する）は大きく改編され、それまで人力資源・社会保障部傘下であった国家外国専門家局（SAFEA）を部内に統合し、設立以来国務院直属の機関であった国家自然科学基金委員会（NSFC）を傘下に収める形になり、その規模と権限が大幅に拡大された。その他、科学技術・イノベーションに関連した機関としては、市場監督管理総局の新設、科学技術部の再構築、生態環境保護部の新設などの改革が挙げられる。市場監督管理総局の新設により、市場の監督管理やイノベーション環境の整備を目指すものとみられる。生態環境保護部の新設により、環境保護・生態系維持と、持続的発展可能な経済・社会体系の構築を目指すものとみられる。

4. 考察

中国政府は2006年に科学技術中長期計画を打ち出した頃には既に、イノベーション駆動型国家の構築に向けて、現行の科学技術管理体制を改革しなければならないという危機感をもっていた。その6年後に「科学技術体制改革を深化し、国家創新体系を構築する意見」（共産党中央委員会・国務院 2012年）を打ち出し、科学技術体制改革の全体図を示す政策文書が策定された。その後、国立研究所の改革（中国科学院の改革）、民間企業への国家重点研究室（国立技術開発拠点）の設立、企業・大学間、企業・国立研究所間の共同研究センターの設立、「科学技術成果転化法」の修正（2015年）など大きな動きがあった。その中でも、国の研究開発の方向性を大きく左右する競争的研究資金を配分するファンディング機関改革は核心的なものであったと言える。

設立以来国務院直属であった国家自然科学基金委員会（NSFC）が科学技術部傘下に移されたことは、一見権限が抑制されたかのような解釈も可能であるが、国家自然科学基金委員会（NSFC）が組織として成熟し、科学技術部傘下でも一定の自律性を保ちながら業務を遂行できる、言い換えれば国務院による直接の指揮下から離れる期が熟したという見の方が妥当であろう。

習近平体制下におけるイノベーション型国家構築に向けた改革の中で、ファンディングシステム改革は着実に進んでいる。

参考文献

- [1] Yigong Shi, Yi Rao, "China' Research Culture", *Science*, 329, p.1128, (2010)
- [2] 国務院, 「中央財政が拠出する科学技術計画（特定プロジェクト、基金など）の管理改革を深化する方案」, (2014)
- [3] 中国共産党中央委員会, 「中国共産党及び国家機関の改革に関する決定」, (2018)
- [4] 国務院, 「国家中長期科学と技術発展規画綱要 2006~2020年」, (2005)
- [5] 共産党中央委員会、国務院, 「科学技術体制改革の深化及び国家創新体系の構築に関する意見」, (2012)
- [6] 国務院, 「中央財政が拠出する科学技術計画（特定プロジェクト、基金など）の管理強化に関する若干意見」 (2014)
- [7] 国務院, 「中央財政が拠出する科学技術計画（特定プロジェクト、基金など）の管理改革を深化する方案」, (2014)
- [8] 科学技術部、財政部, 「中央財政が拠出する科学技術計画（特定プロジェクト、基金など）の監督に関する暫定的規定」, (2015)
- [9] 科学技術部, 「中央財政が拠出する科学技術計画（特定プロジェクト、基金など）のプロジェクト管理専門機構の管理暫定的規定」, (2016)